

多治見市「TIP ガイド」登録及び利用規程

(定義)

第1条 「TIP ガイド」とは、多治見市内を観光する外国人観光客のために、外国語でガイドを行うボランティアのガイドをいう。

(目的)

第2条 この規程は、多治見市のインバウンド施策の一環として、外国人観光客の滞在中の受入れ環境を整えるため、TIP ガイドの登録と利用に関して規定するものである。

(ガイド登録)

第3条 TIP ガイドの登録を希望する者は、TIP ガイド登録申込書（別記第1号様式）により、市長に申し込むものとする。

2 TIP ガイドの登録は、面接審査により選考し、決定したときは、TIP ガイド登録決定通知（別記第2号様式）により、決定しないときは、TIP ガイド登録不決定通知（別記第3号様式）により通知するものとする。

3 登録された TIP ガイドが、登録内容の変更又は登録取消しを希望する場合は、市長へ TIP ガイド登録変更・取消申請書（別記第4号様式）により申し出なければならない。

(ガイド登録要件)

第4条 TIP ガイドの登録要件は、次の通りとする。

(1) 多治見市の観光スポットについて自ら学ぶ意欲を持ち、外国人観光客に対し、おもてなしの心をもってガイドする気持ちがあること。

(2) 外国人観光客のガイドを行うのに十分な語学能力を有すること。

(ガイド登録の取消し)

第5条 市長は、TIP ガイドに活動の依頼を行うことが不適切と判断される事実があることが判明した場合、当該 TIP ガイドの登録を取り消すことができる。

(利用)

第6条 TIP ガイドの利用は、ガイドの派遣を希望する多治見市インバウンド推進プロジェクトチーム（TIP）参加登録施設・登録店（以下「依頼者」という。）を対象とする。

(利用対象事業)

第7条 TIP ガイドの利用対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 作陶体験ガイド

(2) 観光スポットガイド

- (3) オープンファクトリーガイド
- (4) 多治見市内で行われる観光ツアーガイド
- (5) その他市長が必要と認める事業

(依頼)

第8条 依頼者は、事業実施の概ね1週間前までに市長にTIPガイド協力依頼書(別記第5号様式)により依頼し、3日前までに施設等の資料およびガイドの内容を提出しなければならない。

2 市長は、次のような場合は受諾をしない。

- (1) 観光ガイドとしてではなく通訳のみを要請された場合。
- (2) 契約等の利害関係が発生する場合。
- (3) その他著しい損害が生ずることが予想される場合。

(受諾)

第9条 市長は、依頼に基づき登録ガイドの中から該当するガイドを決定し、依頼者及び当該ガイドに報告する。

(実費相当)

第10条 TIPガイドがガイドを実施したときは、市長は当該ガイドに実費相当(交通費等)として、3時間までにつき、1回3,000円相当の金券等を供与する。

(依頼者の費用負担)

第11条 依頼者は、原則としてTIPガイドが活動に参加するために必要な費用(前条の実費相当以外)を負担しなければならない。

(保険加入)

第12条 市長は、TIPガイドの活動にあたり、活動の内容等諸般の事情を踏まえ必要と認められる場合には、ボランティア保険に加入させるものとする。

(秘密の保持)

第13条 TIPガイドは、活動によって知り得た情報を他人に知らせてはならない。併せて、目的外に使用してはならない。

2 TIPガイドにガイドを依頼した者は、活動によって知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。併せて、目的外に使用してはならない。

(危険負担)

第14条 TIPガイドが事故等によって被った損害に対しては、多治見市は一切賠償の責め

を負わない。

2 TIP ガイドの活動（活動の不履行を含む。）により、依頼者その他の関係者が被った損害に対しては、多治見市は一切賠償の責めを負わない。

（事務局）

第 15 条 事務局は、産業観光課に置く。

（その他）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、TIP ガイドの登録および利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。